

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	小林市

小林市鳥獣被害防止計画

< 連 絡 先 >

担 当 部 署 名 小林市 農業振興課
所 在 地 宮崎県 小林市 細野 300番地
電 話 番 号 0984-23-0333
F A X 番 号 0984-23-0334
メー ル ア ド レ ス k_nouson@city.kobayashi.lg.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	イノシシ・シカ・サル・アナグマ・タヌキ・アライグマ・カラス ムクドリ・ヒヨドリ・スズメ・ドバト・キジバト・カワウ・コサギ
計 画 期 間	令和7年度 ～ 令和9年度
対 象 地 域	宮崎県小林市

(注)1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和 5 年度)

鳥獣の種類	被 害 の 現 状		
	品 目	被 害 数 値	
		面 積 (ha)	金 額 (千円)
イ ノ シ シ	水 稲	0.61	724
	飼 料 作 物	0.14	121
	果 樹 (ユ ズ 、 ク リ 等)	0.58	1,286
	い も 類 (加 工 か ん し ょ 等)	0.40	665
	野 菜 (ホ ウ レ ン ソ ウ 、 キ ュ ウ リ 等)	0.88	2,840
	合 計	2.61	5,636
シ カ	水 稲	4.25	5,048
	飼 料 作 物	8.93	1,964
	果 樹 (ユ ズ 、 ク リ 等)	4.57	10,583
	い も 類 (加 工 か ん し ょ 、 サ ト イ モ 等)	1.21	2,019
	野 菜 (ホ ウ レ ン ソ ウ 、 コ ˆ ホ ˆ ウ 等)	0.19	944
	豆 類 (タ ˆ イ ス ˆ 等)	0.32	82
	合 計	19.45	20,640
サ ル	飼 料 作 物	0.12	87
	野 菜 (干 し タ ˆ イ コ ン 等)	0.19	846
	合 計	0.31	933
カ ラ ス	水 稲	0.002	9
	飼 料 作 物	0.01	2
	野 菜 (メ ロ ン 、 ヒ ˆ ー マ ン 等)	0.01	150
	合 計	0.02	161
ア ナ グ マ タ ニ キ	飼 料 作 物	2.61	1,826
	合 計	2.61	1,826
ア ラ イ グ マ ム ク ド リ ド バ ト キ ジ バ ト ヒ ヨ ド リ ス ズ メ コ サ ギ カ ワ ウ	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
	合 計	0.00	0

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(注) 端数処理により合計値合わない箇所あり。

(2)被害の傾向

【小林地区】

えびの市境から須木地区側に位置する北小林地域は、森林面積が広く、生息頭数が多いと思われ、シカ、イノシシ等による農林作物の被害が発生している。

北小林地域の令和5年度の有害鳥獣捕獲頭数はシカ 704頭、イノシシ 259頭である。

被害の特徴として、飼料作物と水稻の被害が多い。

霧島国立公園の麓に位置する西小林から細野瀬田尾にかけての地域は、規模の大きな畑作と牧場(牧草)経営者が多い地域となっている。

森林面積は、北小林的2割程度で、シカの絶対数は少ないことが考えられるが、鳥獣保護区、特別保護区等が広く設定されているほか、入林規制や観光地等もあり、有害捕獲活動が制限されるため被害が多く発生する地域となっている。

西小林地域の令和5年度の有害鳥獣捕獲頭数は、シカ 395頭、イノシシ 74頭である。

カラスによる被害は、全域で発生している。

その他、サル、アナグマ及びタヌキについては、住宅地等への出没範囲の拡大や威嚇行為による生活環境への被害も年々増加傾向にある。

【須木地区】

周囲を国有林に囲まれた山村地域で森林面積が広く、シカ、イノシシによる水稻、ユズ、クリ、飼料作物の被害が発生している。

須木地区の令和5年度の有害鳥獣捕獲頭数はシカ 806頭、イノシシ 311頭である。

ユズ、クリの生産は、山林の斜面を切り開き又は造成した場所で行われていて、1圃場当りの面積が広い。被害は3月～5月に新芽の食害、8月～10月に果実の食害が発生し、ユズの木は、シカによる樹皮剥ぎの被害も見られる。

また、傾斜がきつく防護柵設置が困難な圃場が多い。

水稻、飼料作物の被害は、須木地区全域で発生しているが、特に須志原地区から内山地区にかけて被害が甚大で、地理的に森林が深く山が険しいことと、人口の少ない地域であり田畑と人家との距離が離れていることが、鳥獣が出没しやすい原因と考えられる。

【野尻地区】

サルについて、以前は、紙屋地区を中心に農作物に多大な被害が生じていたが、駆除班による捕獲、有害鳥獣被害防止巡視員による追払いなどにより、近年では頭数及び被害が減少してきた。しかしながら人家近くで目撃されており、人へ危害を加えることが懸念されている。

シカについては、国道268号から北側の地域で被害が増えており、生息域が拡大してきていることが見受けられ、特に北部の山林の近くの農地では被害が顕著である。

イノシシ及びカラスについては、野尻地区全域で被害が生じている。

野尻地区の令和5年度の有害鳥獣捕獲頭数は、シカ 463頭、イノシシ 434頭である。

【小林市全体】

シカ、イノシシの生息数が多く、農林作物等の被害は年間3千万円程度になる。

近年アナグマ、タヌキの捕獲数が以前と比べ増加しており、トウモロコシ等の農作物被害に加え、民家に侵入する等の生活環境の被害が見られる。

カラス・ドバト・キジバト等による生活環境をはじめ水稻、果樹、飼料作物等の被害も依然として多い。ムクドリやヒヨドリなどの小型の鳥類の生息数が増えていて、農林作物等の被害の更なる増加を懸念している。

また、カワウについては、河川の法面を荒らす等の内水面資源の被害につながる事例が報告されている。

平成30年11月に野尻町でアライグマが捕獲されたことにより、本地域において、初めてその生息が確認された。農林作物等への被害報告はないが、今後の被害を未然に防ぐためにも、効果的な対策を講じる必要がある。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3)被害の軽減目標

指 標	現状値(令和5年度)		目標値(令和9年度) [20%削減]	
	面積 (ha)	金額 (千円)	面積 (ha)	金額 (千円)
イ ノ シ シ	2.61	5,636	2.08	4,508
シ カ	19.45	20,640	15.56	16,512
サ ル	0.31	933	0.24	746
カ ラ ス	0.02	161	0.01	128
ア ナグ マ タヌキ	2.61	1,826	2.08	1,460
アライグマ ムクドリ ドバトリ キジバトリ ヒヨドリ スコサギ カワウ	0.00	0	0.00	0

(注)1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	・ 小林市内の猟友会構成員による有害鳥獣捕獲班及び小林市鳥獣被害対策実施隊を編成し、銃器及びわなによる捕獲を実施している	・ 猟友会員の高齢化 ・ 狩猟免許取得者の減少 ・ 捕獲獣の有効利用 ・ 市町村界及び県域を越える捕獲
防護柵の設置等に関する取組	・ 電気防護柵・シカネットの設置・ワイヤーメッシュ柵の設置・フェンス電柵の設置	・ 農業者の高齢化及び担い手不足による設置後の管理 ・ より効率的な効果を得るため、鳥獣を寄せつけない集落単位の取組が必要
生息環境管理に関する取組	・ 侵入防止柵要望及び納入時に説明会を設け、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及を行っている	・ 廃園の雑木刈り払いによる鳥獣の潜み場の除去

(注)1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について、記入する。

(5) 今後の取組方針

小林市における令和5年度中の被害金額は29,196千円、被害面積は24.99haとなっている。被害金額、被害面積の算定には、捕獲班からの報告と農家からの被害報告による被害量調査を基としているが、主に食害による収量減の額となっている。しかし野生鳥獣による被害の幅は広く、畦や法面の崩落、苗の再定植、マルチ等の張り直し、林産物被害、家畜に対する被害等、まだまだ多く存在している。このようなことから、より多くの情報収集に努め、被害額算定を行う。

これまで個別に設置してきた電気防護柵の更なる拡充を図り、広範囲に鳥獣被害対策に取り組める地域はモデル集落に位置付け、放任果樹の除去及び雑木林の伐採など農地周辺の環境整備を行う。

県の進めるマイスター認定者研修を活用し、鳥獣行政担当者及び農業関係機関職員等の知識を深めるとともに、地域単位での農林家への研修会、現地検討会を実施して地域に見合った防止体制、方法を確立する。

有害鳥獣捕獲班による捕獲体制の強化と地域住民が参加して捕獲や追払い等を行い、被害対策が行なえる体制を構築する。また、捕獲の担い手育成を図る一環として、担当課職員の狩猟免許取得を促す。

野尻町紙屋地区のサルについては、行動エリアの拡大、生息頭数の増加を防ぐため、有害鳥獣被害防止巡視員による追払いや大型囲いわなによる群れごとの捕獲に努める。

捕獲した有害鳥獣のほとんどが自家消費や埋却処分されている現状を踏まえ、捕獲個体の利活用を促進するために食肉処理施設・食肉加工施設と連携する。

※今後の計画

①被害防止体制の確立に向け、地域の意識改革に取り組む。特に被害の多い地域は、リーダー的人材の育成や体制づくりに取り組む。

②捕獲従事者の後継者の育成体制を構築する。

③捕獲した有害鳥獣を利活用するために食肉処理施設・食肉加工施設と連携を図る。

④鳥獣侵入防止柵の補助を個人単位だけではなく集落単位で行う。また、設置に当たっては事前研修会を実施し、効果の高い防護柵の設置を進める。

⑤有害鳥獣被害防止巡視員による追払い等を実施する。

⑥モデル集落を設定し、鳥獣被害防止研修会等を開催する。先進的な事例を参考に地域にあった対策手段を検討し確立する。農作物等の被害の現状や生息状況を地域全体で把握し、不適切な残渣処理や収穫作物の取り残し等を指導するなど、野生鳥獣による農作物被害を誘発する原因の改善を図ることにより、生息環境の対策を推進する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

小林地区有害鳥獣駆除対策協議会及び小林市須木有害鳥獣捕獲対策協議会、野尻町有害鳥獣捕獲対策協議会に有害鳥獣捕獲班を組織する。また、野尻地区においては野生猿特別捕獲班及び有害鳥獣被害防止巡視員を配置する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和7年度 ～ 令和9年度	イ ノ シ シ シ カ サ ル	・イノシシ、シカ、サル対策として、農地周辺では大型箱わな、林地ではくくりわな、市街地では追い払いや箱わなの導入を推進する。 ・ICT(情報通信技術)機器を導入する
	ア ナ グ マ タ ヌ キ アライグマ	・アナグマ・タヌキ対策としては、わな免許を取得した農林家へ貸し出し可能な小型箱わなの台数を増やす。
	カ ラ ス ム ク ド リ ヒ ヨ ド リ ス ズ メ ド バ ト キ ジ バ ト コ サ ギ カ ワ ウ	・鳥類対策としては、有害捕獲班との連携による捕獲に取り組む

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
① イノシシによる農林作物被害が深刻なことから、宮崎県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画に基づき、過去の実績を踏まえ検討する。 (令和3年度 1,237頭、令和4年度 1,311頭、令和5年度 1,078頭) ② シカによる農林作物被害が深刻なことから、宮崎県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画に基づき、過去の実績を踏まえ計画する。 (令和3年度 2,931頭、令和4年度 2,404頭、令和5年度 2,368頭) ③ サルによる農林作物被害が発生していることから、宮崎県第二種特定鳥獣(ニホンザル)管理計画に基づき、過去の実績を踏まえ計画する。 (令和3年度 10頭、令和4年度 7頭、令和5年度 3頭) ④ カラスによる果樹被害が深刻なことから、過去の実績を踏まえ計画する。 (令和3年度 640羽、令和4年度 1,157羽、令和5年度 302羽) ⑤ アナグマ、タヌキによる飼料作物等の食害に加え生活環境被害が増加傾向にあることから、捕獲を強化する。 (令和3年度 296頭、令和4年度 300頭、令和5年度 308頭) ⑥ アライグマは、生息が確認されれば捕獲を行う。 ⑦ カラス・ドバト・キジバト等による生活環境をはじめ水稻、果樹、飼料作物等の被害、カワウによる内水面資源(アユ・ヤマメ等)の被害の増加が懸念されることから、捕獲に取り組む。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対 象 鳥 獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イ ノ シ シ	1,275頭	1,275頭	1,275頭
シ カ	2,600頭	2,600頭	2,600頭
サ ル	10頭	10頭	10頭
カ ラ ス	700羽	700羽	700羽
ア ナ グ マ	250頭	250頭	250頭
タヌキ	100頭	100頭	100頭
ア ラ イ グ マ	5頭	5頭	5頭
ム ク ド リ	10羽	10羽	10羽
ド バ ト	200羽	200羽	200羽
キ ジ バ ト	200羽	200羽	200羽
ヒ ヨ ド リ	10羽	10羽	10羽
ス ズ メ	10羽	10羽	10羽
コ サ ギ	10羽	10羽	10羽
カ ワ ウ	10羽	10羽	10羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
①イノシシ・シカは、第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき市内全域で適正に銃器・わなを用い、随時捕獲を行う。 ②サルは、定期的な巡回、動物駆逐用煙火による追払いや銃器・大型囲いわな・箱わなによる捕獲を行う。 ③カラスは、果樹の収穫を迎える夏季から秋季にかけて捕獲を強化する。 また、冬季は、渡りカラス等が増加し、飼料作物や、家畜に被害が発生するため、銃やわなによる捕獲を行う。 ④アナグマ、タヌキの捕獲依頼が近年大幅に増加している。人家や家畜小屋の近くで多く出没しているため、小型の箱わなを活用して捕獲に取り組む。 ⑤アライグマは、宮崎県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲を行う。 ⑥スズメ・ドバト・キジバト・ヒヨドリ・ムクドリ・カワウ・コサギによる生活環境被害や果樹、飼料作物等の被害が発生しているが、被害防止が難しく、捕獲も効率よくできないため、鳥類用わなを用いて効率的な捕獲を行う。 ⑦カワウは、地元漁業共同組合と捕獲班との連携を促し、適宜わな等も用いて捕獲を行う。 ⑧鳥獣による農作物等の被害が大きい地域の農林家を対象としたわな猟免許取得を促し、地域で被害軽減に取り組む体制を構築する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対 象 地 域	対 象 鳥 獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する。(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整 備 内 容					
	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
イ ノ シ シ シ カ サ ル	電気柵	10,000m	電気柵	10,000m	電気柵	10,000m
	ネット柵	3,000m	ネット柵	3,000m	ネット柵	3,000m
	金網柵	15,000m	金網柵	15,000m	金網柵	15,000m
	複合柵	2,700m	複合柵	2,700m	複合柵	2,700m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対 象 鳥 獣	取組内容等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イ ノ シ シ シ カ サ ル カ ラ ス ア ナ グ マ タ ヌ キ ア ラ イ グ マ ム ク ド リ ヒ ヨ ド リ ス ズ メ ド バ ト キ ジ バ ト カ ワ ウ コ サ ギ	・有害鳥獣被害防止巡視員を配置し、追払い等に取り組む ・農林業者を対象に被害防止及び侵入防止柵の適正な管理の勉強会を行う		

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和7年度 ～ 令和9年度	イノシシ シカ サル アナグマ タヌキ アライグマ カラス ムクドリ ヒヨドリ スズメ ドバト キジバト カワウ コサギ	・農林業者を対象に被害防止の勉強会を行う ・放任果樹・雑木林の調査・検討会を行い、刈り払いを実施する

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

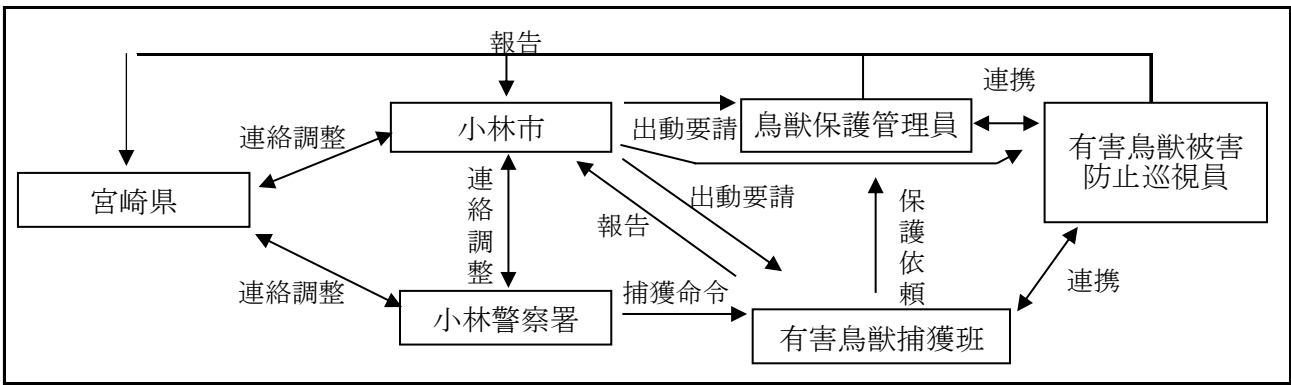
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
小 林 市	避難場所の確保、住民の誘導、広報、情報収集、連絡調整
小 林 警 察 署	住民の避難・捕獲班員に対する命令等
有 害 鳥 獣 捕 獲 班	対象鳥獣の捕獲
鳥 獣 保 護 管 理 員	捕獲した対象鳥獣の保護
宮 崎 県	市町村界及び県域を超える場合の連絡調整

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体については生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設する。また、今後、埋設処理に係る労力軽減を図るため、ジビエへの利用や焼却処理を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	ジビエカレー、ジビエ缶詰、ジビエ燻製品、精肉
ペットフード	ジャーキー、ドッグフード
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等 でのと体給餌、学術研究等)	鹿レッグボーン

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	小林市有害鳥獣連絡協議会
構成機関の名称	役 割
小林市	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。防護柵の設置及び管理について、助言指導を行う。
小林地区有害鳥獣駆除対策協議会	有害鳥獣の捕獲、捕獲後の処理及び有効利用
小林市須木有害鳥獣捕獲対策協議会	有害鳥獣の捕獲、捕獲後の処理及び有効利用
野尻町有害鳥獣捕獲対策協議会	有害鳥獣の捕獲、捕獲後の処理及び有効利用
宮崎県西諸県農林振興局	協議会に対する助言及び情報提供
宮崎県農業協同組合こばやし地区本部	協議会に対する助言及び農林業者への指導
宮崎県農業共済組合 西諸センター	協議会に対する助言及び農林業者への指導
西諸地区森林組合	協議会に対する助言及び農林業者への指導
鳥獣保護管理員	協議会に対する助言及び農林業者への指導
株式会社サンライフ	捕獲した有害鳥獣の処理及び利活用
小林市鳥獣被害対策実施隊	協議会に対する助言及び農林業者への指導防護柵の設置及び管理について、助言指導を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
小林警察署	捕獲班に対する安全指導及び立会い・緊急時の捕獲命令
宮崎森林管理署	協議会に対する助言及び国有林野での捕獲に対する指導
西諸地区森林組合	協議会に対する助言及び民有林野での捕獲に対する指導

(注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

小林市鳥獣被害対策実施隊

平成24年3月16日設立 小林市職員8名 合計8名

活動内容: 侵入防止柵の設置及び指導、被害調査、有害鳥獣捕獲、追払い

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

市職員自らが狩猟免許取得し、捕獲の担い手育成を図る。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策について、近隣市町、小林警察署、宮崎県、宮崎森林管理署と連携し、情報交換会、協議会主催の現地研修会等を開催する。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。